

症 例 報 告 書 作 成 の 指 針

1. 症例紹介 性別： 年齢： 歳 職業：
主診断名 _____ 発症年月日 _____
障害名 _____
合併症 _____
主訴 _____
患者の要望 _____
2. 現病歴：
 - (1) 発症時より実習生担当までの主病名に対する経過を記す
 - (2) いつ、どこで、だれが、どういう状態であったのか？
3. 既往歴：主病名に関係ある疾患を中心にまとめる。また、治療に影響を及ぼすと思われる合併症などの経過についても記す。
4. 医学的情報：X線学的所見、血液理化学所見、手術所見、主治医による診察所見など他の部門（看護、理学療法、言語療法、社会福祉）からの情報を概略する。
5. 家族歴：とくに遺伝疾患などの有無、家族発生要因の存在の有無について記す。
6. 社会的背景：以下の事項は患者のプライバシーに関わるものであるから、患者および家族からの協力が得られる範囲内にとどめ、決して強要してはならない。
 - (1) 家族構成
 - (2) 職歴・教育歴
 - (3) 趣味・嗜好
 - (4) 病前における一日の生活状態
 - (5) 家屋構造および環境
 - (6) その他：家族の要望など
7. 作業療法経過：実習生が担当する前になんらかの作業療法が実施されている場合（転院前を含む）、その経過の概略を記載する。
8. 評価（検査年月日）：患者の障害に対応させて適切に評価を実施し、その結果をまとめて記載する。
 - (1) 評価結果は客観性、信頼性および妥当性が備わっていなければならない。
 - (2) 記載方法や基準については一般的な方法に従う。
 - (3) 結果を量的、質的に表現する。
(例) 基本動作：時間、速さ、能力（量的）動作分析（質的）
 - (4) 図表や写真などを用いて判りやすく表現する。

- (5) 結果がかならずしも明確でない場合は疑問符をつけ、その旨を表現する文体にする。
9. 問題点：障害レベルの分類は、「機能障害、能力障害、社会的不利」、「心身機能・身体構造レベル、活動レベル、参加レベル」、あるいは「一次的問題、二次的問題」として抽出する。
10. 治療目標：
(1) 短期目標：2～3週後の治療目標を身体機能およびADLのレベルで挙げる。
(2) 長期目標：実習終了時の治療目標を身体機能およびADLのレベルで挙げる。
必ずしもこの期間にこだわる必要はなく、変更する場合にはその期間も記す。
11. 治療プログラムの作成
(1) 治療プログラムは問題点に対応させて計画する。
(2) 治療内容についてはとくに用量について明確に記載する。
(治療項目、治療時間、治療部位、治療頻度など)
(3) リスクがあれば、それも明記しておく。
12. 治療経過：実習生が担当後の治療経過を身体機能の変化を中心にまとめる。
13. 考察：病態像を明確にとらえることや実習生が抽出した問題点、治療目標、さらに治療プログラムに対して、何故それらを取り上げたのか、その根拠や病態の変化、治療効果などについて十分に考察する。また、教科書による一般的な病態と患者の病態像との比較検討を行い、患者の身体機能の予後についても予測する。
14. 参考文献：考察で引用あるいは参考にした文献を挙げる。

「症例報告」の記載要領

- ①患者様氏名：氏名の記載、イニシャル表記はしないこと。
記載例：〇〇氏、A氏、B氏
- ②生年月日：記載しないこと。
- ③年齢：年齢は記載せず、70代前半、70歳後半などと表記すること。
- ④性別：記載可。
- ⑤職業：特定の名称は避け、事務職、製造業、農業、漁業などと記載すること。
- ⑥住所：住所は記載せず、家屋環境のみ（斜面地、階段、坂などの記載など）を記載。
- ⑦家族構成：独居、夫婦二人、二世帯などと記載すること。また、家系図を記載する場合は、その中に、家族を特定できる情報（年齢、居住地など）は記載しないこと。
- ⑧現病歴：記載可。ただし、該当する傷病及び障害に限る。
- ⑨既往歴：上記、現病歴に関するものに限る。ただし、治療歴について、年月日、病院名等は記載しない。（A病院、B病院等は可）
- ⑩家族歴：個人を特定する情報（年齢、年月日、病院名等）は記載しない。
- ⑪他部門からの情報：以下のものは個人情報に該当する。
診療記録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、調剤録、退院時サマリーなど。これらの情報の記載については、臨床実習指導者に確認の上、個人を特定

できるものを除き記載すること。

⑫評価、問題点、ゴール設定、プログラム、作業療法経過： 従来通り記載のこと。

その他： 症例報告レポート作成に際して、作成したファイルの取り扱いについては、上記の要領と同様に、個人情報に関する事項は、消去すること。また、必ず臨床実習指導者の指示を仰ぐこと。